

別表(第6条関係)

地 区 名	戸 建 住 宅 地 区	低 層 集 合 住 宅 地 区
1 建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 一、一戸建の住宅 二、一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬自動車、危険物運搬車、その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具店、自動車店、家庭電気器具店、その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る） オ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る） カ 学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類する施設 キ 美術品、又は工芸品を製作するためのアトリエ工房（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る） ク 医院（獣医を除く） 三、地区集会所 四、前各号の建築物に附属する建築物で次に掲げるもの ア 軒の高さが2.3m以下の物置 イ 軒の高さが2.5m以下かつ床面積の合計が40㎡以内の自動車車庫 ウ 住宅に附属する離れ エ ア、イ及びウに掲げるものに準じるもののうち、委員会が承諾したもの	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 一、共同住宅 二、長屋住宅 三、前各号の建築物に附属する建築物で委員会が承諾したもの
2 建築物の階数	地階を除き、2以下	地階を除き、3以下

地 区 名	戸 建 住 宅 地 区	低 層 集 合 住 宅 地 区
3 建築物の高さの制限	地盤面からの最高の高さは9m以下、軒の高さは6.5m以下	地盤面からの最高の高さは12m以下、軒の高さは9m以下
4 壁面の位置の制限	外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。但し、車庫及び物置についてはこの限りではない	外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。但し、車庫及び物置についてはこの限りではない
5 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10	10分の10
6 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の6	10分の6
7 建築物の敷地面積最低限度	200m ²	
8 建築物等の形態若しくは意匠の制限	一、建築物の屋根は原則として瓦（出来る限り石州瓦の来待色とする）屋根とする 二、屋根の勾配は5寸勾配を基本とする 三、屋根の方向は、原則として道路側に軒先が向かうようにする 四、外壁の色彩及び建築物の形態は周囲との調和を図ること 五、屋外にテレビアンテナを設置してはならない。但し、衛星放送用のパラボラアンテナはこの限りではない	一、建築物の屋根は原則として瓦（出来る限り石州瓦の来待色とする）屋根とする 二、屋根の勾配は5寸勾配を基本とする 三、屋根の方向は、原則として道路側に軒先が向かうようにする 四、外壁の色彩及び建築物の形態は周囲との調和を図ること 五、屋外にテレビアンテナを設置してはならない。但し、衛星放送用のパラボラアンテナはこの限りではない
9 垣又は柵の制限	一、宅地の道路及び隣地などに面した部分（高低差のある部分を除く）は、生垣又は生垣と透視可能なフェンスを組み合わせたものとする。但し、出入り口及び植栽不可能な部分を除く 二、前号のフェンスの高さは1.2m以下とし、又基礎等を構築する場合、その高さは敷地盤面から0.4m以下とする 三、前号の基礎等には建築用のコンクリートブロックは使用せず、化粧ブロック、自然石もしくは表面化粧型枠による自然石模様造りとする 四、門柱は道路境界より0.6m以上後退させ、高さは1.2m以下とする	一、宅地の道路及び隣地などに面した部分（高低差のある部分を除く）は、生垣又は生垣と透視可能なフェンスを組み合わせたものとする。但し、出入り口及び植栽不可能な部分を除く 二、前号のフェンスの高さは1.2m以下とし、又基礎等を構築する場合、その高さは敷地盤面から0.4m以下とする 三、前号の基礎等には建築用のコンクリートブロックは使用せず、化粧ブロック、自然石もしくは表面化粧型枠による自然石模様造りとする 四、門柱は道路境界より0.6m以上後退させ、高さは1.2m以下とする
10 緑化の推進	一、土地の所有者等は、宅地内に生垣や常緑高木等をできるだけ多く植栽するように努めなければならない 二、土地の所有者等は、樹木等の健全な育成を図るため、その維持管理に努めなければならない	一、土地の所有者等は、宅地内に生垣や常緑高木等をできるだけ多く植栽するように努めなければならない 二、土地の所有者等は、樹木等の健全な育成を図るため、その維持管理に努めなければならない

地 区 名	戸 建 住 宅 地 区	低 層 集 合 住 宅 地 区
11 その他の制限	一、道路に面した法面及び隣接法面は原則として擁護壁等を行わないものとする。但し、やむを得ず行う場合は、道路あるいは隣接敷地盤面よりの高さを0.4m以下とする。 二、前号の擁護壁等には建築用のコンクリートブロックは使用せず、化粧ブロック、自然石もしくは表面化粧型枠による自然石模様造りとする 三、歩道から宅地への車の乗り入れは出来ないものとし、それによる既設擁護壁等の変更は行ってはならない 四、敷地の地盤面は、可能な限り平坦にしなければならない 五、電柱の位置を変更してはならない	一、道路法面及び隣接法面は原則として擁護壁等を行わないものとする。但し、やむを得ず行う場合は、道路あるいは隣接敷地盤面よりの高さを0.4m以下とする。 二、前号の擁護壁等には建築用のコンクリートブロックは使用せず、化粧ブロック、自然石もしくは表面化粧型枠による自然石模様造りとする 三、歩道から宅地への車の乗り入れは出来ないものとし、それによる既設擁護壁等の変更は行ってはならない 四、敷地の地盤面は、可能な限り平坦にしなければならない 五、電柱の位置を変更してはならない